

|    |      |    |    |
|----|------|----|----|
| 課長 | 課長補佐 | 係長 | 係員 |
|    |      |    |    |

## 認定長期優良住宅に係る固定資産税の減額適用申告書

令和 年 月 日

つがる市長 殿

認定長期優良住宅に係る固定資産税の減額について、次のとおり申告します。

|                       |                        |                                       |          |
|-----------------------|------------------------|---------------------------------------|----------|
| 納<br>税<br>義<br>務<br>者 | 住所                     |                                       |          |
|                       | 氏名又は名称                 |                                       |          |
|                       | 電話番号                   |                                       |          |
|                       | 個人番号(マイナンバー)<br>又は法人番号 | 個人番号の利用目的…地方税の賦課徴収に関する事務(番号利用法別表24の項) |          |
| 家屋の所在                 | つがる市                   |                                       |          |
| 家屋番号                  |                        | 種類(用途)                                |          |
| 構造                    |                        | 1F床面積                                 | ㎡        |
|                       |                        | 2F床面積                                 | ㎡        |
|                       |                        | 計                                     | ㎡        |
| 建築年月日                 | 令和 年 月 日               | 登記年月日                                 | 令和 年 月 日 |
| 居住の用に供した日(入居を開始した日)   |                        |                                       | 令和 年 月 日 |
| 備 考                   |                        |                                       |          |

(注1) 申告書には、下記の必要書類等を添付してください。

(注2) 申告書を提出する日が、新たに固定資産税を課されることとなる年度の初日の属する年の1月31日以降になる場合は、申告書を提出できなかった理由を備考欄に記載してください。

### ○申告書に添付する必要書類

建築士・指定確認検査機関・登録住宅性能評価機関が発行する認定を受けて新築された住宅であることを証する書類

### ○対象となる住宅の要件について

1 新築時期が令和13年3月31日までのもの

2 住宅部分の床面積が40㎡以上240㎡以下のもののうち120㎡までに相当する税額

なお、共同住宅などで、屋内にある廊下、階段、エレベーターホール等の共用部分がある場合は、この部分の床面積を各戸の床面積の割合に応じて按分し、按分後の各戸当たりの床面積で判定します。

また、店舗付き住宅のように住宅部分と住宅以外の部分とがある場合は、住宅部分の床面積が延べ床面積の2分の1以上となるもので、かつ120㎡までの部分に限られます。

### ○減額される期間について

1 3階建て以上の耐火住宅・準耐火住宅・・・新築後7年間

2 上記以外の住宅・・・・・・・・・・・・・・・・新築後5年間